

## 【別紙】

## 特別養護老人ホーム あしたば 料金表

## 1. 基本サービス費、食費、居住費（自己負担割合1割の場合）

（平塚市の級地区分 5級地 単価10.45円）

（2024年4月1日現在）

区分		基本サービス費、食費、居住費(日額)					月額換算		
所得段階	要介護度	基本サービス費			食費	居住費	日額合計 (A)	1か月の 日数	月額合計 (A) × 30
		単位数	単位単価	利用者 負担額 (1割)					
		単位/日	円/単位	円/日	円/日	円/日	円/日	日	円/月
第4段階	要介護1	670	10.45	701	1,850	3,000	5,551	30	166,530
	要介護2	740	10.45	774			5,624	30	168,720
	要介護3	815	10.45	852			5,702	30	171,060
	要介護4	886	10.45	926			5,776	30	173,280
	要介護5	955	10.45	998			5,848	30	175,440
第3段階 ②	要介護1	670	10.45	701	1,360	1,310	3,371	30	101,130
	要介護2	740	10.45	774			3,444	30	103,320
	要介護3	815	10.45	852			3,522	30	105,660
	要介護4	886	10.45	926			3,596	30	107,880
	要介護5	955	10.45	998			3,668	30	110,040
第3段階 ①	要介護1	670	10.45	701	650	1,310	2,661	30	79,830
	要介護2	740	10.45	774			2,734	30	82,020
	要介護3	815	10.45	852			2,812	30	84,360
	要介護4	886	10.45	926			2,886	30	86,580
	要介護5	955	10.45	998			2,958	30	88,740
第2段階	要介護1	670	10.45	701	390	820	1,911	30	57,330
	要介護2	740	10.45	774			1,984	30	59,520
	要介護3	815	10.45	852			2,062	30	61,860
	要介護4	886	10.45	926			2,136	30	64,080
	要介護5	955	10.45	998			2,208	30	66,240
第1段階	要介護1	670	10.45	701	300	820	1,821	30	54,630
	要介護2	740	10.45	774			1,894	30	56,820
	要介護3	815	10.45	852			1,972	30	59,160
	要介護4	886	10.45	926			2,046	30	61,380
	要介護5	955	10.45	998			2,118	30	63,540

★第4段階 食費(1日1,850円)内訳: 朝食 500円、昼食 700円(おやつ含む)、夕食 650円  
 (負担限度額を適用される場合は、必ず「介護保険特定負担額限度認定証」をご提示下さい。)

## 2. 加算サービス(介護報酬加算、自己負担割合1割の場合)

加算項目	単位数 単位/日	利用者負担金額 (1割) 円	月 額 円/月	加算内容
看護体制加算 (Ⅰ)口	4/日	5	126	常勤の看護師を1名以上配置している場合、加算され ます
看護体制加算 (Ⅱ)口	8/日	9	251	看護職員を基準より多く配置している場合、加算され ます
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)口	18/日	19	565	夜勤職員を基準より1名以上多く配置している場合、加 算されます
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46/日	48	1,443	入居者のうち、認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合 が一定以上であり、介護福祉士の数が入居者6:1以上 に配置されている場合、加算されます
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90/月	94	94	介護職員が月1回以上歯科衛生士より技術的助言・指 導を受け、年2回研修を受けることにより加算されま す
療養食加算	6/食	7	189	厚生労働省が定める疾病治療の手段として療養食(治 療食)を提供した場合、加算されます
初期加算	30/日	32	960	当施設に新規に入所された方及び30日を超える入院 後、当施設に再入所された場合は、入所日から起算して 30日間に限って加算されます
安全対策体制加算	20/回	21	21	安全対策体制をとっていることにより、当施設に新規に 入所された方に対して1回のみ算定されます
外泊時費用	246/日	257	1,542	病院又は居宅等に入院・外泊をされた場合、基本サービ ス費に代えて、1月に6日を限度に算定いたします
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12/日	13	377	個別機能訓練計画を立て訓練を行う
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月	21	21	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別 機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓 練の実施に当たって機能訓練の有効な実施のために必要な情 報を活用する
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	53	53	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状 況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しサービスの提供 にあたってその情報を活用する
協力医療機関連携加算	100/月	104	104	協力医療との実効性のある連携体制を構築構築するため、入 居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する。
新興感染症等施設療養費	240/日	251	1,255	必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で新興 感染症などに感染した入居者の療養を施設内で行う(最大5日 間)
退所時栄養情報連携加算	70/回	74	74	管理栄養士が、入居者等の栄養管理に関する情報について、 他の介護保険保険施設や医療機関等に提供する
退所時情報提供加算	250/回	262	262	入居者が医療機関は退所した際、生活支援上の留意点等の情 報提供を行う

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) : 総介護報酬単位数×14.0%が加算されます

【別紙】

特別養護老人ホーム あしたば 料金表

1. 基本サービス費、食費、居住費（自己負担割合2割、3割の場合）

（平塚市の級地区分 5級地 単価10.45円）

（2024年4月1日現在）

	区分		基本サービス費、食費、居住費(日額)					月額換算		
	所得段階	要介護度	基本サービス費			食費	居住費	日額合計(A)	1か月の日数	月額合計(A)×30
			単位数 単位/日	単価 円/単位	利用者負担額 円/日					
2割負担	第4段階	要介護1	670	10.45	1,401	1,850	3,000	6,251	30	187,530
		要介護2	740	10.45	1,547			6,397	30	191,910
		要介護3	815	10.45	1,704			6,554	30	196,620
		要介護4	886	10.45	1,852			6,702	30	201,060
		要介護5	955	10.45	1,996			6,846	30	205,380
3割負担	第4段階	要介護1	670	10.45	2,101	1,850	3,000	6,951	30	208,530
		要介護2	740	10.45	2,320			7,170	30	215,100
		要介護3	815	10.45	2,555			7,405	30	222,150
		要介護4	886	10.45	2,778			7,628	30	228,840
		要介護5	955	10.45	2,994			7,844	30	235,320

★第4段階 食費(1日1,850円)内訳: 朝食 500円、昼食 700円(おやつ含む)、夕食 650円  
 (負担限度額を適用される場合は、必ず「介護保険特定負担額限度認定証」をご提示下さい。)

## 2. 加算サービス(介護報酬加算、自己負担割合2割、3割の場合)

加算項目	単位数 単位/日	負担割合2割		負担割合3割		加算内容
		利用者負 担金額 円	月 額 円/月	利用者負 担金額 円/日	月 額 円/月	
看護体制加算 (Ⅰ)□	4/日	9	251	13	377	常勤の看護師を1名以上配置している場合、加算されます
看護体制加算 (Ⅱ)□	8/日	17	502	25	753	看護職員を基準より多く配置している場合、加算されます
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)□	18/日	38	1,129	57	1,693	夜勤職員を基準より1名以上多く配置している場合、加算されます
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46/日	96	2,885	144	4,327	入居者のうち、認知症自立度Ⅲ以上の者の占める割合が一定以上であり、介護福祉士の数が入居者6:1以上に配置されている場合、加算されます
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90/月	188	188	282	282	介護職員が月1回以上歯科衛生士より技術的助言・指導を受け、年2回研修を受けることにより加算されます
療養食加算	6/食	377	377	565	565	厚生労働省が定める疾病治療の手段として療養食(治療食)を提供した場合、加算されます
初期加算	30/日	63	—	94	—	当施設に新規に入所された方及び30日を超える入院後、当施設に再入所された場合は、入所日から起算して30日間に限って加算されます
安全対策体制加算	20/回	42	42	63	63	安全対策体制をとっていることにより、当施設に新規に入所された方に対して1回のみ算定されます
外泊時費用	246/日	514	3,084	771	4,626	病院又は居宅等に入院・外泊をされた場合、基本サービス費に代えて、1月に6日を限度に算定いたします
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12/日	753	753	1,129	1,129	個別機能訓練計画を立て訓練を行う
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20/月	42	42	63	63	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって機能訓練の有効な実施のために必要な情報を活用する
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	105	105	157	157	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって機能訓練の有効な実施のために必要な情報を活用する
協力医療機関連携加算	100/月	209	209	314	314	協力医療との実効性のある連携体制を構築構築するため、入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催する。
新興感染症等施設療養費	240/日	502	2,510	753	3,765	必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で新興感染症などに感染した入居者の療養を施設内で行う(最大5日間)
退所時栄養情報連携加算	70/回	146	146	219	219	管理栄養士が、入居者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する
退所時情報提供加算	250/回	523	250	784	250	入居者が医療機関は退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行う

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)：総介護報酬単位数×14.0%が加算されます

### 3. 介護保険サービスの対象とならないその他のサービス利用料金

理美容サービス	実費 (2,000円～ 5,000円程度)	理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃)を、美容師の出張による美容サービス(調髪、パーマ、毛染め)をご利用いただけます。
通院送迎費用	実費	当施設の判断による通院や入院時の移送費用は無料ですが、ご利用者の希望で医療機関に送迎した場合は、ガソリン料金、高速道路料金、駐車料金等の実費料金を頂きます。
外出援助	実費	ご利用者の希望で外出時送迎を希望される場合、ガソリン料金、高速道路料金や駐車料金等の実費料金を頂きます。(ただし、人員や車両の都合でお受けできない場合もあります)
買い物代行	※ 500円/回	ご利用者の希望で買い物代行業を依頼された場合ご請求させていただきます。(なお、買物先が近隣の店舗に限りお受け致します)
電気使用料	※ 35円/日	テレビを持ち込み利用された場合に、ご請求させていただきます。
嗜好飲料水	実費	ご利用者の希望により、コーヒー、ジュース等提供する場合にご請求させていただきます。
特別食費	実費	栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合や希望による追加品を提供した場合は、要した費用の実費を頂きます。
医療材料費	実費	医療処置を行い、医療保険点数に含まれない材料を使用した場合にご請求させていただきます。
書類・書類証明費	※ 1,000円/通	ご利用者の申出により、利用料金領収書の再発行を行った場合。
		その他、証明書等が必要な場合は、ご相談ください。
複写物の交付	白黒 ※5円/枚 カラー※30円/枚	ご利用者の希望で、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます
レクリエーション、サークル活動費	実費	夏まつり、文化祭、書道、俳句、音楽等企画し、ご利用者の希望により、参加いただけます。その際材料費、参加費等料金を頂く場合があります。
私物のクリーニング費	実費	ご利用者の希望により、行った場合にご請求させていただきます。
日用品費	実費	日常生活において、ご利用者が負担することが適当と認められるものは、費用の実費を頂きます。
その他の費用	実費	健康管理費(インフルエンザ接種費用等)及び上記項目に無いものについてはその都度ご相談させていただきます。

注) ※の料金については別途消費税をいただきます。